

富士吉田市立青少年センター指定管理者募集要項

富士吉田市立青少年センター（以下「青少年センター」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び富士吉田市立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和 49 年富士吉田市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集する。

1 施設の概要等

- | | |
|------------|--|
| (1) 名 称 | 富士吉田市立青少年センター |
| (2) 所 在 地 | 富士吉田市上吉田 4433 番地 1 |
| (3) 構 造 | 鉄筋コンクリート地下 1 階・地上 2 階建 |
| (4) 敷地面積 | 14,546.90 m ² |
| (5) 建築面積 | 1,991.13 m ² |
| (6) 建物延床面積 | 2,853.29 m ² |
| (7) 完 成 | 昭和 49 年 10 月 |
| (8) 主な設備 | 第 1 研修室・第 2 研修室・第 3 研修室 定員 120 名
レクレーションホール（体育館）
宿泊施設（洋室 6 室：定員 60 名、和室 2 室：定員 40 名）
食堂
事務室
駐車場 50 台 バス駐車場 3 台 |

(9) 設置目的

青少年センターは団体宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成に資するものとし、青少年の健全育成を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2 管理運営の基本方針

- (1) 設置目的を達成するため、施設を効率的・効果的に管理し、利用者の利便性の向上と管理経費の削減を図る。
- (2) 自らの創意工夫により魅力ある事業を企画・実施する。事業は最小限の経費で、最大の効果を得るように実施する。
- (3) 利用者の意見を施設運営に反映させ、利便性向上や事業内容充実を図る。

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休業日

条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、年中無休とする。ただし、市長又は指定管理者が特に必要と認めるときは、休業することができる。

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置を講ずる必要がある。

(3) 関係法令等の遵守

指定管理者は、青少年センターの管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要がある。

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

ア 条例第 7 条に基づく使用の許可に関する業務

イ 条例第 8 条に基づく使用の制限及び取消し等に関する業務

ウ 条例第 9 条に基づく使用料の収納に関する業務

エ 前各号に掲げるもののほか、条例第 4 条に基づく業務

詳細については、別添「富士吉田市立青少年センターの指定管理による管理運営に関する業務仕様書」を参照のこと。

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、青少年センターの設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。

(3) 指定管理者と富士吉田市との責任分担

指定管理者と富士吉田市との責任分担は、別表のとおりとする。ただし、表に定めのある事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と富士吉田市が協議して定めることとする。

5 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日より令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間。

6 使用料の収入

条例 9 条に基づき青少年センターを利用しようとする者が納付する使用料は、指定管理者の収入とする。（令和 8 年 4 月 1 日以降の利用分が対象。）なお、この使用料の額は、条例で定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。

7 指定管理者の業務に係る経費

青少年センターの業務に係るすべての経費は、使用料収入及び富士吉田市が支払う指定管理料並びにその他の収入をもって充てるものとする。

富士吉田市が支払う指定管理料は、青少年センターの管理運営に要する経費から使用料収入の見込額を差し引いた額とし、指定管理料の具体的な額や支払い方法等は、市と指定管理者が協議の上、年度ごとに締結する年次協定書に定めることとする。なお、市が示した水準どおりの業務を確実に実施する中で、使用料等事業収入の増減、経費の増減があっても指定管理料の精算は行わない。ただし、当初計画の想定を超える使用料収入の大幅な増減があった場合や物価変動等に伴い大幅な経費の増減があった場合には、市及び指定管理者で協議の上、指定管理料を変更することがある。

8 応募者の資格等

(1) 適格要件

ア 富士吉田市内に主たる事業所を置く、又は置こうとする法人その他の団体等

(2) 欠格要件

以下の事項に該当する者は応募資格を有しないものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの

イ 指名参加登録を行っている法人の場合、一般競争入札の参加資格を有しない又は制限されている法人等

ウ 会社更生法、民事再生法又は破産法等の規定に基づき更生、再生又は破産手続き等をしている法人等

エ 公租を滞納している法人等

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

キ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）に、次のいずれかに該当する者がいる法人等

ア) 成年被後見人又は被保佐人

イ) 破産者で復権を得ない者

ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ) その他施設を管理することができない理由が明らかである者

9 応募書類

以下の書類はA4版縦サイズ、横書きにて提出のこと。

(1) 指定管理者指定申請書 【様式1】

(2) 事業計画書 【様式2】

以下各項目は、条例、富士吉田市立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和49年富士吉田市規則第13号)、本要項、別添「富士吉田市立青少年センターの指定管理による管理運営に関する業務仕様書」等を参照の上、作成、提出のこと。

ア 管理運営にあたっての基本方針

条例に規定する設置目的に沿って、青少年センターの機能をより効果的に発揮するための実施事業、施設の管理、経営理念等についての基本方針を示すこと。

イ 中期計画に関する事項

指定期間全体(各年度毎)における管理運営、収支に関する計画を記載のこと。

ウ 管理運営の内容に関する事項

「管理運営業務の内容及び基準」に従って実施する事業及び施設の管理手法の具体的内容を記載のこと。

(ア) 施設の利用促進

利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果

(イ) 利用施設の運営

使用料設定、休業日の設定、職員体制などの考え方

(ウ) サービスの向上

利用者サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果

(エ) 事業の推進

主催事業に関する考え方、実施体制、類似事業の実績など主催事業について想定する年間計画(実施時期、事業内容等)

(オ) 施設の維持管理

施設の維持管理全般に対する考え方、維持管理業務の実績、設備の保守管理計画、備品、緑地、清掃、衛生などの管理計画

(カ) 保守・リスクの対応

安全管理体制、事故発生時の対応、避難誘導体制、防災訓練の計画、災害時の対応など

(キ) 平等な利用の確保

平等な利用を図るための具体的な手法

(ク) 経営の管理

組織管理、人材育成、職員研修、個人情報保護の取扱い、情報管理等の考え方

(ケ) 事業の遂行力

雇用計画、金融機関等の支援体制

エ 自主事業計画（収益の運営業務を含む）

自主事業に関する考え方、実施時期、実施内容などを記載してください。自動販売機等収益施設の運営を行う場合は、利用者サービスの向上のための内容を記載してください。

（３）収支計画（予算）書 【様式３】

年度毎に収支計画を作成してください。具体的な積算内訳を添付してください。自動販売機等収益施設の運営を行う場合であって、収益の一部を本体施設の業務経費へ充当する場合は、その計画額も記入してください。

（４）実施体制表

運営を行っていく上での組織図を示すとともに、適切な人員配置を考慮して記入してください。

（５）付属書類

ア 団体の概要に関する書類

イ 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつてはこれに類するもの）

ウ 法人の登記事項証明書（あるいは登記簿謄本）及び印鑑証明書（３ヶ月以内に取得したもの）

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 事業（営業）報告書（過去３事業年度分）

申請者の青少年健全育成活動に関する実績及び実施計画の内容がわかるもの

カ 貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）（過去３事業年度分）

最近の予算及び決算等経営の規模及び状況がわかるもの

キ 直近１年間の市・県税、法人税、消費税等の滞納がない証明書

※その他参考となる資料を添付することも差し支えない。

※必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがある。

10 応募手続き

（１）募集期間

令和７年９月１６日（火）から令和７年１０月１０日（金）午後５時まで

（２）応募方法

ア 提出方法 持参

イ 提出場所 富士吉田市教育委員会 生涯学習課

〒403-8601 富士吉田市下吉田６丁目１番１号

ウ 提出部数 ２部（正本１部、副本１部）

(3) スケジュール

日 程		内 容
令和 7 年	9 月上旬～10 月上旬(予定) 9 月中旬 (予定) 9 月中旬 (予定) 9 月中旬～10 月上旬(予定) 10 月下旬 (予定) 12 月 (議会)	募集要項の配布 募集説明会 質問の受付 応募書類の受付 指定管理者の候補者の選定及び審査 指定管理者の指定

(4) その他

ア 募集要項の配布および応募書類の受付は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 募集に関することは、富士吉田市教育委員会のホームページに掲載する。

(URL <https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/site/kyoiku>)

11 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定基準

ア 事業計画書による当該施設における運営が住民の平等利用を確保できるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理にかかる経費の縮減が図られる者であること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

エ 住民生活に密着した施設であることから、管理に適正を期するため、不具合への対応が迅速に行える者であること。

(2) 候補者の選定

申請書等の書面審査および候補者との面接は、富士吉田市指定管理者候補者選定等委員会が行う。

12 指定管理者の候補者選定後の手続等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、この内容を仮協定書（確認書）として締結する。この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければならない。候補者と協議が整わない場合は、指定管理者候補者選定等委員会において、次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行う。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について、議会で議決を経て指定管理者として指定するとともに、市と指定管理者の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとに指定管理料の額等を定めた「年度協定」を締結する。

ア 基本協定の主な内容（予定）

- ア) 業務に関する基本的事項（施設の範囲、管理業務の内容、事業年度等）
- イ) 遵守事項
- ウ) 指定管理料に関する事項
- エ) 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- オ) 実施計画書の提出に関する事項
- カ) 定期報告事項
- キ) 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
- ク) 事業報告書の提出に関する事項
- ケ) 業務実施状況の確認・評価に関する事項
- コ) 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- サ) 管理業務の継続が困難となった場合の措置等
- シ) 指定の取消し等に関する事項
- ス) 損害賠償に関する事項
- セ) 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- ソ) 権利譲渡等の制限に関する事項
- タ) その他

イ 年度協定の主な内容（予定）

- ア) 管理業務の内容に関する事項
- イ) 指定管理料の額に関する事項
- ウ) その他

13 指定管理者の指定

富士吉田市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例(昭和 51 年条例第 42 号) 第 2 条の規定に基づき、指定管理者の候補者を議会の議決を経て指定管理者に指定する。

14 事業の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとする。その場合は、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、青少年センターの管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、青少年センターの管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

15 留意事項

- (1) 応募は1事業者（団体）1件のみとする
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。
- (3) 応募書類は返却しない。
- (4) 応募に関する費用は応募者の負担とする。
- (5) 事業計画書提出後における撤回、書類等の修正は受付けない。
- (6) 指定管理者指定申請書及び募集要項については、募集期間に限り、随時送付する。また、申請書様式、要項等は富士吉田市教育委員会ホームページ上で公開し、ダウンロードして使用することができる。
- (7) 応募書類の著作権は応募者に帰属するが、指定管理者候補者選定結果の公表等、必要な場合には書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (8) 本市が提供する資料について、応募に関わる検討以外の目的に使用することを禁じる。
- (9) 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届を提出のこと。
- (10) 事業者選定に係る面接に応じない場合は、辞退とみなす。

16 問い合わせ先

富士吉田市教育委員会 生涯学習課

〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田6丁目1番1号

【電話】 0555-22-1111 内線 523

【FAX】 0555-22-6552

【E-mail】 shogaied@city.fujiyoshida.lg.jp

【URL】 <https://web.fujinet.ed.jp>

指定管理者と富士吉田市とのリスク（責任）分担表

項 目			市	指定 管理者	分担 (協議)
青少年センターの管理運営 (施設の利用、案内、警備、苦情対応、安全衛生管理等)				○	
青少年センターの維持管理 (施設の保守点検、設備の法定点検等、清掃、光熱水費等の支出、消耗品管理、樹木等の管理等)				○	
管理運営における 債務不履行	市が協定内容を不履行		○		
	指定管理者が業務、協定内容を不履行			○	
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの		○		
	上記以外の場合			○	
法令変更	管理運営に直接影響する法令等の変更				○
税制変更	税制の変更によるもの			○	
施設周辺住民及び 施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応			○	
	上記の著しい場合				○
施設、設備の維持管理	修繕 (機能維持)	1 件 20 万円未満の修繕		○	
		1 件 20 万円以上の修繕	○		
	整備・改修 (資産増加)	指定者管理者が希望する場合		○	
		上記以外の場合	○		
備品の維持管理	更新	指定管理者が希望する場合		○	
		上記以外の場合	○		
	新規	指定管理者が希望する場合		○	
		上記以外の場合	○		
管理運営内容変更	市の帰責事由による内容変更		○		
	指定管理者の帰責事由による内容変更			○	

項 目		市	指定 管理者	分担 (協)
管理運営上の事故・ 損害賠償	市の帰責事由によるもの	○		
	指定管理者の帰責事由によるもの		○	
	市と指定管理者の両者、又は被害者、他の 第三者等に帰責事由があるもの			○
不可抗力	不可抗力（地震、落雷、暴風雨、洪水、戦 争、テロ、暴動、その他市及び指定管理者 の責めに帰することのできない事由（第三 者の行為も含む））の発生に起因する施設、 設備の修復による経費の増加及び業務の 休止、変更、延期 ※災害復旧工事は除く			○
災害復旧 (復旧工事)		○		

(注)

- ・各項目の区分に応じ、○が責任を負う。
- ・指定管理者の故意・過失、協定書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入、修繕等を行う。
- ・指定管理者が施設・設備の改修等を行った場合、指定管理者は原状復帰、当該資産の所有権を放棄する。
- ・指定管理者が購入した備品については、原則として指定管理者に帰属する。
- ・指定管理者は自主事業を含む事業実施に係る賠償責任保険に加入するものとする。
- ・指定管理料に算定された修繕費の不履行（余剰）分については、年度末に精算するものとする。
- ・指定管理者負担にて実施する当該維持補修について、建築物等の躯体に影響を及ぼす恐れのある場合は市と事前協議すること
- ・点検結果に基づき、必要性のある修繕等については、内容を鑑み負担区分を決定する。